

令和8年度長井市幼児給食献立作成等業務公募型プロポーザル実施要綱を次のとおり定める。

令和8年3月9日

長井市長 内谷 重治

令和8年度長井市幼児給食献立作成等業務公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

この要綱は、長井市食育コーディネート事業として各種食育に関する取組みを行うとともに、市内各児童センター及びすみれ学園の食育を推進し、地産地消や郷土料理を提供すべく献立等を行う業務の委託契約候補者選定のために実施する公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名：令和8年度 長井市幼児給食献立作成等業務委託
- (2) 業務内容：別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期限：令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 委託上限額：6,534,000円（消費税を含む）
- (5) 費用：業務の実施に必要な費用、打ち合わせに係る交通費など、全ての費用を含むものとする。
- (6) プロポーザルの方法：公募型プロポーザル

3 プロポーザル参加者の募集

- (1) 募集方法：長井市ホームページ及び市掲示板で公募する。
- (2) 公募期間：令和8年3月9日（月）から令和8年3月17日（火）まで
- (3) 参加要件：次に掲げるすべての要件を満たす者とする。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - ② 業務提案書の提出期限において、長井市が定める入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - ③ 長井市と円滑な連絡調整ができること。
 - ④ 過去5年間に於いて、同種業務又は類似業務の実績を有していること。
 - ⑤ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等(プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ プロポーザルに参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

- ⑥ 常に連絡の取れるスタッフを配置し、そのスタッフが責任を持って市担当者との連絡調整をすること。
- ⑦ 個人情報取り扱いなどに留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。

4 参加申込

プロポーザル参加を希望する者は、以下のものを提出すること。

- (1) 参加申込書 1部 様式第1号に必要事項を記入し、提出すること。
- (2) 業務提案書 6部 様式第2号に必要事項を記入し、提出すること。
- (3) 会社概要 1部 様式任意

※ 本市の令和8年度指名競争入札参加登録簿に登録されていない場合は、別紙1の書類を併せて提出すること。

5 提出期限等

- (1) 提出期限：令和8年3月17日(火)午後5時必着
- (2) 提出方法：持参又は郵送(一般書留)

※ 郵便による場合には、必ず郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。

※ 既に送達した業務提案書の訂正、差替え、及び再提出は認めない。

※ 提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便などの指定方法以外で送達されたものは受理しない。

- (2) 提出場所：〒993-8601

山形県長井市栄町1番1号
長井市 子育て推進課 行

6 審査

次のとおり面接審査(提出書類等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答)を実施する。

審査は、長井市幼児給食献立作成等業務公募型プロポーザル審査委員会が実施し、別紙2の基準に基づき審査の上、契約候補者を選定する。

- (1) 日 時：令和8年3月24日(火)午後3時から

- (2) 場 所：長井市役所 2階 庁議室
- (3) 内 容：提出された業務提案書等に基づくプレゼンテーション及びそれに対する質疑応答を行う。なお、プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順に行うこととし、詳細な時間等については、別途、参加申込者に通知する。
- (4) 時間等：1事業者につき30分を予定し、プレゼンテーション15分以内、質疑応答時間を15分設定する。
- (5) その他：プレゼンテーション等において、パソコン等を利用するときは各自持参すること。モニターが必要な場合には、市が準備するものとするが、接続はHDMI方式によるものとし、Mac 端末は不可とする。

7 質問について

本要綱又は仕様書の内容に不明な点がある場合は、下記まで電話で事前連絡の上電子メールで問い合わせること。質問に対する回答は、令和8年3月16日（月）までにメールにて行う。

- (1) 提出期限：令和8年3月13日（金）午後5時
- (2) 問合せ先：長井市子育て推進課

8 事業者の選定等について

- (1) 審査結果は令和8年3月25日（水）付けで郵送により通知し、委託契約候補者には電話連絡をする。なお、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。
- (2) 委託契約候補者とは、改めて提案内容を基本とした協議を行い、仕様を確定させたうえで、契約を締結する。
- (3) 委託契約候補者との契約締結の協議が不調に終わった場合は、次点事業者との交渉を行う。

9 提案者の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて業務提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 審査の公平性を損う行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに欠席した場合
- (6) その他、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

10 その他留意事項

- (1) 業務提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された業務提案書、見積書等は返却しない。
- (3) 電子メール等の通信事故等については、本市はいかなる責任も負わない。

- (3) 本要綱に定めのない事項については、適宜市が判断するものとする。
- (4) 本業務委託の契約は予算が発効したときとする。

11 問合せ先

長井市子育て推進課 担当：尾久

住所：〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

電話：0238-82-8014 FAX：0238-87-3310

E-Mail：kosodate@city.nagai.yamagata.jp

以上

(別紙1)

本市の令和8年度指名競争入札参加登録簿に登録されていない場合は、下記の書類を併せて提出すること。

提出部数 各1部

番号	提出書類名	摘要
1	登記事項証明書(原本)	法人) 商業登記簿謄本(現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可) 個人) 住民票等住所がわかる証明書 ※ 発行後3か月を超えないもの
2	納税証明書(原本)	下記の「表1」を参照 ※ 発行後3か月を超えないもの
3	印鑑証明書(原本)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書 ※ 発行後3か月を超えないもの
4	暴力団排除に係る誓約書	様式第6号
5	委任状	任意様式 支店・営業所の場合、本社の委任状

「表1」

区分	市税関係(長井市市民課にて交付)	国税関係(最寄りの税務署にて交付)
市内の個人業者	個人市民税⇒納税証明書 (完納証明書ではありません)	消費税 ⇒納税証明書「その3」
市内の法人	法人市民税⇒納税証明書 (完納証明書ではありません)	消費税 ⇒納税証明書「その3」
市外の個人業者		所得税・消費税 ⇒納税証明書「その3の2」
市外の法人		法人税・消費税 ⇒納税証明書「その3の3」

(別紙2) 評価基準

評価項目	評価内容	配点
(1) 執行体制・実績	①業務に精通し、委託者と迅速かつ的確な連絡調整ができるか。	30/100
	②業務実施体制及びフローに無理がなく、確実に執行できるか	
	③類似業務の実績があり、経験が豊富であるか。	
(2) 企画提案内容	①事業内容は仕様を十分に満たしているか。	50/100
	②食育コーディネート事業として、積極的に食育活動に参加する提案になっているか。	
	③食物アレルギーへの対応は徹底されているか。	
	④業務目的の達成のために効果的な内容となっているか。	
	⑤提案内容が長井市にとって協力・協働しやすい内容になっているか。	
(3) 価格提案	① 見積価格	20/100